

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和六年三月二十六日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第三号

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則（昭和五十二年秋田県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

第三条 事務職員の職は、次の表の上欄に掲げるものとし、その職務は、それぞれ同表下欄に定めるとおりとする。

職	職務
統括事務長	校長の監督を受けて、複数の学校の事務を統括する。
事務長	校長の監督を受けて、事務を掌理する。
略	略

改正前

第三条 事務職員の職は、次の表の上欄に掲げるものとし、その職務は、それぞれ同表下欄に定めるとおりとする。

職	職務
統括事務長	校長の監督を受けて、庶務及び会計を統括し、他の事務職員を監督する。
事務長	校長の監督を受けて、事務を掌理する。
略	略

2 前項の表に定めるもののほか、特定の小学校、中学校又は義務教育学校において複数の学校の事務を集中処理する場合における当該小学校、中学校又は義務教育学校の事務職員の職は、同表に規定する事務長及び主任主査の職に代え、次の表の上欄に掲げるものとし、その職務は、それぞれ同表下欄に定めるとおりとする。

職	職務
統括事務長	校長の監督を受けて、庶務及び会計を統括し、他の事務職員を監督する。
統括事務長補佐	統括事務長を補佐し、統括事務長に事故があるとき又は統括事務長が欠けたときは、

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

その職務を代理する。